

訴えの提起の手数料の体系

訴えの提起の手数料は、訴訟の目的の価額（以下「訴額」という。）の区分ごとに所定の額を順次加算して手数料の額を算出する方式により定まる（現行民事訴訟費用等に関する法律第3条第1項・別表第1の1の項、第4条第1項）。訴えの提起の手数料を、いくつかの訴額を例にとって示すと下表のとおりとなる。

訴額	訴えの提起の手数料
10万円	千円
100万円	1万円
1000万円	5万円
3000万円	11万円
5000万円	17万円
1億円	32万円
5億円	152万円
10億円	302万円
100億円	1602万円

○ 平成29年3月22日 衆議院法務委員会答弁

盛山正仁副大臣

「…民事訴訟の提訴手数料の制度は、裁判制度を利用する方にその制度の運営費用の一部を負担していただくということが当該制度を利用しない方との対比において負担の公平にかなうということ、そして副次的に濫訴の防止という観点も考慮してできている制度でございます。

訴額に応じて手数料の金額が増加をするという現行のスライド方式は、裁判制度利用者相互間においても、取得可能な利益の多寡に応じて手数料の額に差を設け負担の公平を図るとの観点から、合理性があるものと我々は認識しております。」

出典：法務省作成資料

令和4年4月15日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

○ 事件記録等保存規程（昭和39年12月12日最高裁判所規程第8号）
（定義）

第2条 この規程で「事件記録」とは、別表第一の上欄に掲げる事件及び再審事件（以下「事件」という。）の記録をいう。

2 この規程で「事件書類」とは、事件に関する書類で最高裁判所が別に定めるところにより記録から分離されたもの及び記録につづり込むことを要しないものをいう。

3・4 （略）
（保存期間）

第4条 記録及び事件書類の保存期間は、別表第一及び第二のとおりとする。

2～6 （略）
（特別保存等）

第9条 記録又は事件書類で特別の事由により保存の必要があるものは、保存期間満了の後も、その事由のある間保存しなければならない。

2 記録又は事件書類で史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない。

3 （略）

別表第一（第一審裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間）

	事件の種類	記録の保存期間	事件書類の保存期間
1・2	（略）		
3	少額訴訟事件 少額訴訟判決に対する異議申立て事件 民事通常訴訟事件 手形訴訟事件及び 小切手訴訟事件 人事訴訟事件 行政訴訟事件（選挙に関する訴訟事件を含む。）	5年	判決の原本 50年 和解又は請求の放棄若しくは認諾の調書 30年 和解に代わる決定の原本（異議申立てにより効力を失ったものを除く。） 30年
4～27	（略）		

○ 事件記録等保存規程の運用について（平成4年2月7日総三第8号高等裁判所長官、地方、家庭裁判所長あて事務総長通達）

第6 特別保存の手続

1 （略）

2 2項特別保存

(1) 次に掲げる事件の記録又は事件書類その他史料又は参考資料となるべき記録又は事件書類の全部又は一部について、保存期間満了後も保存する必要があるときは、これを規程第9条第2項に規定する特別保存（以下「2項特別保存」という。）に付するものとする。

ア 重要な憲法判断が示された事件

イ 重要な判例となった裁判がされた事件など法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された事件

ウ 訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された事件

エ 世相を反映した事件で史料的価値の高いもの

オ 全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの

カ 民事及び家事の紛争、少年非行等に関する調査研究の重要な参考資料になる事件

(2) 弁護士会、学術研究者等から、事件及び保存の理由を明示して2項特別保存の要望があったときは、事件簿又は裁判原本等保存簿の当該事件の「備考」の箇所にその旨を記載する。

(3) (2)の要望があったときは、特別保存に付するかどうかの判断に当たって、その要望を十分に参酌する。

(4)～(6) （略）

3・4 （略）

出典：法務省作成資料

令和4年4月15日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）